

ID: 0451

担当部署: 経済観光部 産業戦略課

処分の概要	企業立地奨励金の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市企業立地促進条例 第8条第2項		
例 規 番 号	平成27年条例第33号		
【根拠条文】 第8条第2項の規定による。 (指定の取消し等) 第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。 (1) 第4条第1項に規定する指定の要件を欠くこととなったとき。 (2) 第4条第2項の規定により付された条件に違反したとき。 (3) 当該指定に係る事業所の設置の工事又は事業所の事業を休止し、又は廃止したとき。 (4) 偽りその他不正な行為により奨励措置を受けたとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定を取り消す必要があると認めるとき。 2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日